

(処分者による処分の取消し又は修正の通知等)	
第十二条 審査請求が人事院に係属している場合において、処分者がその処分を取り消し、又は修正したときは、処分者は、人事院及び請求者に、理由を付して、その旨を書面で通知しなければならない。	
2 請求者は、処分の修正についての前項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、係属中の審査請求を継続するか又は取り下げるかを人事院に申し出なければならない。	
(取消判決等の確定の通知)	
第十三条 人事院に係属している審査請求の対象となつていて、処分を取り消す判決又はその処分の無効を確認する判決が確定したときは、当該審査請求の当事者は、人事院にその旨を通知するものとする。	
(審査の終了)	
第十四条 人事院は、係属している審査請求が次に掲げる要件を充たすに至つたときは、当該審査請求の審査の終了を決定するものとする。	
一 処分者が審査請求の対象となつた処分を取り消す判決が確定したとき。	
二 審査請求の対象となつた処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。	
三 請求者が死亡した場合において、その地位が承継されないとき又は相続人がないとき若しくは知れないとき。	
四 請求者の所在が不明となり、審査を継続することができないとき。	
五 請求者が審査請求を継続する意思を放棄したことと認められるとき。	
六 第四十五条第二項(第六十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき審理が終了されたときは、前項の規定に基づき審査の終了を決定したときは、当事者にその旨を通知するものとする。	
第三章 代表者、代理人及び代理人	
第十五条 審査が併合されている審査請求の請求者(以下この条において「併合に係る請求者」という。)は、それらのうちから代表者一名を選任し、及び解任することができる。	
第十六条 処分者は、代理人一名を選任し、及び解任することができます。	
2 処分者が代理を選任し、又は解任したときは、その者の氏名、住所及び官職を公平委員会に書面で届け出なければならない。	
3 第一項の規定により選任された代理者は、その規則の適用については、処分者とする。	
(代理人)	
2 請求者に対する人事院又は公平委員会の通知その他の行為は、代表者が選任された場合においては、代表者にすれば足りるものとする。	
3 第一項の規定により選任された代理者は、その規則の適用については、処分者とする。	
(公平委員会の責務)	
第二十条 公平委員会は、当事者、証人及び鑑定人の陳述、当事者から提出された書類その他の資料並びに証拠を検討し、人事院がその事案について公正妥当な判定を行うことができるよう、それらの陳述、資料及び証拠に基づいて調査を作成し、判定に関する公平委員会の意見をおいても、同様とする。	
(代理人の選任及び解任等)	
2 併合に係る請求者が代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を公平委員会(当該審査請求について審査する公平委員会が設置されるまでの間においては、人事院。以下この章(第八項及び第十七条第五項を除く。)において同じ。)に書面で届け出なければならない。	
3 公平委員会は、併合に係る請求者が代表者の選任を行わない場合において、必要と認めたときは、当該併合に係る請求者に対し代表者一名の選任を命ずることができる。	
4 公平委員会は、併合に係る請求者のうちの一部の者の申立てに基づき、第一項の選任に代えて職権により代表者一名を選任することができること。	
5 公平委員会は、前項の規定に基づき審査請求の対象となつた処分が委任状その他の書面の提出により証明されたときは、この限りでない。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、第四項の規定に基づき選任された代表者は、その選任について異議を述べた併合に係る請求者の審査請求に関しては、その審査に関する行為を行うことはできない。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
第四章 公平委員会	
第十八条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に關する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。	
2 代理人の行つた行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。	
(代理人の権限)	
4 請求者は、前二項に規定する届出を審査請求書に記載して行うことができる。	
5 公平委員会は、審理を行うについて、その円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、審理に出席する代理人の数を制限することができる。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に關する一切の行為をすることができる。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
(公平委員会の責務)	
第十九条 人事院は、審査請求を受理したときは、その審理を行わせるため、公平委員会を設置するものとする。ただし、受理した審査請求の審査を既に審理の行われている審査請求の審査に併合したときは、この限りでない。	
2 公平委員会は、三名又は五名の公平委員をもつて組織する。	
(公平委員会の責務)	
第二十条 公平委員会は、当事者、証人及び鑑定人の陳述、当事者から提出された書類その他の資料並びに証拠を検討し、人事院がその事案について公正妥当な判定を行うことができるよう、それらの陳述、資料及び証拠に基づいて調査を作成し、判定に関する公平委員会の意見をおいても、同様とする。	
(代理人の選任及び解任)	
2 併合に係る請求者が代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を公平委員会(当該審査請求について審査する公平委員会が設置されるまでの間においては、人事院。以下この章(第八項及び第十七条第五項を除く。)において同じ。)に書面で届け出なければならない。	
3 公平委員会は、併合に係る請求者が代表者の選任を行わない場合において、必要と認めたときは、当該併合に係る請求者に対し代表者一名の選任を命ずることができる。	
4 公平委員会は、併合に係る請求者のうちの一部の者の申立てに基づき、第一項の選任に代えて職権により代表者一名を選任することができること。	
5 公平委員会は、前項の規定に基づき審査請求の対象となつた処分が委任状その他の書面の提出により証明されたときは、この限りでない。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に關する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
(代理人の権限)	
4 請求者は、前二項に規定する届出を審査請求書に記載して行うことができる。	
5 公平委員会は、審理を行うについて、その円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、審理に出席する代理人の数を制限することができる。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に關する一切の行為をすることができる。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
(公平委員会の責務)	
第二十二条 公平委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法律、規則、指令及び人事院の議決に基づいてその職務を行わなければならぬ。	
2 次に掲げる者は、公平委員となることができる者若しくはこれらであつた者又は職務上そ	
3 その審査請求の審理において証人又は鑑定人となつた者は	
4 その審査請求の当事者若しくは代理人である者若しくはこれらであつた者又は職務上そ	
5 公平委員は、審理を行うについて、その円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、審理に出席する代理人の数を制限することができる。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に關する一切の行為をすることができる。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
(職務執行)	
2 公平委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法律、規則、指令及び人事院の議決に基づいてその職務を行わなければならぬ。	
3 その審査請求の審理において証人又は鑑定人となつた者は	
4 その審査請求の当事者若しくは代理人である者若しくはこれらであつた者又は職務上そ	
5 公平委員は、審理を行うについて、その円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、審理に出席する代理人の数を制限することができる。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に關する一切の行為をすることができる。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
(公平委員長)	
2 公平委員長は、人事官及び事務総局の職員のうちから、人事院が指名する。ただし、必要があると認めるときは、学識経験のあるその他他の者を公平委員に指名することができる。	
3 その審査請求の審理において証人又は鑑定人となつた者は	
4 その審査請求の当事者若しくは代理人である者若しくはこれらであつた者又は職務上そ	
5 公平委員は、審理を行うについて、その円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、審理に出席する代理人の数を制限することができる。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に關する一切の行為をすることができる。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
(公平委員長)	
2 公平委員長は、その事案の審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の責めに任ずる。	
3 公平委員長は、その事案の審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の責めに任ずる。	
4 公平委員長に事故がある場合は、人事院の指名する公平委員がその職務を行う。	
5 公平委員長及び公平委員の氏名の通知	
2 第二十五条 人事院は、審理を担当することとなつた公平委員会の公平委員長及び公平委員の氏名を当該事案の当事者に通知するものとする。	
3 第二十六条 公平委員長及び公平委員に異動があつた場合においても、同様とする。	
(代理人の選任及び解任等)	
第十七条 当事者は、いつでも代理人を選任し、及び解任することができる。	
2 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは、その代理人の氏名、住所及び官職又は職業を公平委員会に書面で届け出なければならない。	
3 公平委員会は、併合に係る請求者が代理人の選任を行わない場合において、必要と認めたときは、当該併合に係る請求者に対し代理人一名の選任を命ずることができる。	
4 公平委員会は、併合に係る請求者のうちの一部の者の申立てに基づき、第一項の選任に代えて職権により代理人一名を選任することができること。	
5 公平委員会は、前項の規定に基づき審査請求の対象となつた処分が委任状その他の書面の提出により証明されたときは、この限りでない。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に關する一切の行為をすることができる。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
(職務執行)	
2 公平委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法律、規則、指令及び人事院の議決に基づいてその職務を行わなければならぬ。	
3 その審査請求の審理において証人又は鑑定人となつた者は	
4 その審査請求の当事者若しくは代理人である者若しくはこれらであつた者又は職務上そ	
5 公平委員は、審理を行うについて、その円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、審理に出席する代理人の数を制限することができる。	
6 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げるることを除き、併合された審査請求の審査に關する一切の行為をすることができる。	
7 第一項に規定する審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、同項に規定する審査請求の代表者は、当然にその地位を失う。ただし、審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないときのその他の代表者、及び審査の併合を行つた場合において他の審査請求の審査に併合されることとなること。	
(公平委員長)	
2 公平委員長は、その事案の審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の責めに任ずる。	
3 公平委員長は、その事案の審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の責めに任ずる。	
4 公平委員長に事故がある場合は、人事院の指名する公平委員がその職務を行う。	
5 公平委員長及び公平委員の氏名の通知	
2 第二十五条 人事院は、審理を担当することとなつた公平委員会の公平委員長及び公平委員の氏名を当該事案の当事者に通知するものとする。	
3 第二十六条 公平委員長及び公平委員に異動があつた場合においても、同様とする。	

(受命公平委員)

第二十六条 公平委員会は、当該公平委員会を組織する公平委員を受命公平委員として指名し、この規則に別に定めるところにより、その審理の一部を行わせることができる。

2 受命公平委員は、公平委員会から指定された審理の実施に関し、公平委員会の指示に従つて、公平委員会及び公平委員長の権限に属する行為をすることができる。

3 公平委員会は、受命公平委員を指名したときは、当事者に、受命公平委員の氏名、担当する審理の概要その他必要な事項を通知するものとする。

(忌避の申立て)

第二十七条 当事者は、公平委員に審理の公正を妨げるような事情があるときは、これを忌避することができる。

2 忌避の申立ては、その理由を明示した書面で、かつ、証拠を添えて、人事院に対してもしなければならない。

(忌避の申立てに対する決定)

第二十八条 人事院は、忌避の申立てがあつたときは、事案の審理中であるかどうかにかかわらず、直ちにこれを審査し、忌避の理由があると認めると、忌避された公平委員の指名を取り消すとともにその者に替えて新たに公平委員を指名するものとし、忌避の理由がないと認めるとときは、忌避の申立てを却下するものとする。

(書記)

第二十九条 事務総局の職員のうちから公平委員会の書記を指名する。

2 書記は、公平委員長の命を受けて、審理に関する事務につき、文書の作成、発送その他の庶務的事項をつかさどる。

(第五章 口頭審理)

第一節 審理の手続

(審理の計画的進行)

第三十条 当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭審理)

第三十一条 公平委員会は、請求者が口頭審理の請求を行つた場合には、当事者立会いの下で、証拠調べその他公平委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものとする。

2 公平委員会は、当事者の一方及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しない場合においても、その期日の口頭審理を行うことができる。

3 公平委員会は、請求者が口頭審理の公開を請求した場合においても、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を告げた上、口頭審理を公開しないことができること。

2 受命公平委員は、法第百条第一項に規定する職務上知ることのできた秘密について陳述し又は証言することを求めるときは、理由を告げた上、当事者、代理人又は傍聴人を退席させること。

4 公平委員会は、法第百条第一項に規定する職務上知ることのできた秘密について陳述し又は証言することを求めるときは、理由を告げた上、当事者、代理人又は傍聴人を退席させること。

2 公平委員会は、請求者が口頭審理の請求及び撤回することができる。

3 前条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、反論書について準用する。

(当事者に對する質問及び立証の要求)

第三十二条 請求者は、審理が終了するまでは、いつでも、口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。

2 前項の請求及びその撤回は、書面でしなければならない。

(口頭審理の日時等の指定及び通知)

第三十三条 口頭審理を行うときは、公平委員長は、口頭審理の日時及び場所を指定し、かつ、当事者にこれらを通知しなければならない。

2 最初の口頭審理の期日の通知は、その期日と書面でしなければならない。

(口頭審理の日時の変更)

第三十四条 当事者の一方及びその代理人が、やむを得ない理由によつて、共に指定された日時に口頭審理に出席できないときは、その日時の変更を申し立てることができる。

2 前項の申立ては、口頭審理の期日の七日前の日までに到達するよう、その理由を記載した書面を公平委員長に提出してしなければならない。

(書記)

第三十五条 公平委員会は、処分者に対し、相当の期間を定めて、处分の理由に関する具体的な説明及び請求者の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めなければならない。ただし、公平委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 処分者は、答弁書に、必要と認める資料を添付することができる。

3 公平委員会は、請求者に對し、相当の期間を定めて、処分者の主張に対する認否及び反論を記載した反論書の提出を求めなければならぬ。

2 前条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、請求者にその写しを送付しなければならない。

3 公平委員会は、適当と認めるときは、受命公平委員に争点整理等手続を行わせることができるものとする。

3 公平委員会は、適当と認めるときは、受命公平委員に争点整理等手続を行わせることができるものとする。ただし、第一項第五号に掲げる審理については、この限りでない。

(打合せ)

第三十七条 公平委員会は、必要があると認める場合には、当事者に對し、処分の理由又は不服の理由について、質問し、又は口頭審理を通じて立証することができる。

2 前条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、反論書について準用する。

(当事者に對する質問及び立証の要求)

第三十八条 公平委員会は、口頭審理の準備のため、当事者に對し、相当の期間を定めた上、第三十五条又は第三十六条の規定により記載すべきものとされている事項その他必要と認める事項を示して、これを明らかにした書面の提出を請求することができる。

2 最初の口頭審理の効果は、その期日と書面でしなければならない。

(口頭審理の準備)

第三十九条 口頭審理の準備のため、公平委員会が前条の規定により書面の提出を求めた事項については、当事者は、該書面に記載しなかつた事実を口頭審理において主張することができる。

(書面に記載しなかつた場合の効果)

第四十条 公平委員会は、該書面に記載しなかつたときも、同様とする。ただし、該書面に記載できず、又は相当の期間内に書面を提出できないなかつたことにつきやむを得ない事情がない。当事者が相当の期間内に書面を提出しなかつたときは、同様とする。ただし、該書面に記載できず、又は相当の期間内に書面を提出できないなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

(争点整理等手続)

第四十一条 公平委員会は、口頭審理を円滑に行うため必要があると認めるときは、当事者の出席を得て、いつでも次に掲げる審理を行うことができる。ただし、当事者の一方及びその代理人人が共に出席しないときは、この限りでない。

1 当事者の主張を明確にすること。

2 事案の争点を整理すること。

3 証拠調べの申請をさせること。

4 立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせるこ

2 前項の規定に基づいて行う審理(以下「争点整理等手続」という。)を提出する。

3 公平委員会は、非公開で行うものとする。

3 公平委員会は、適当と認めるときは、受命公平委員に争点整理等手続を行わせることができるものとする。

2 前項の規定に基づいて行う審理(以下「争点整理等手続」という。)は、非公開で行うものとする。

3 公平委員会は、適當と認めるときは、受命公平委員に争点整理等手続を行わせることができるものとする。ただし、第一項第五号に掲げる審理については、この限りでない。

(打合せ)

第四十二条 公平委員長は、口頭審理における公平委員会の発言を許し、及び発言がその事案に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限することができる。

2 公平委員長は、口頭審理における公平委員会の職務の執行を妨げる者又は不当な状況をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するためには必要な処置をすること。

2 公平委員会は、口頭審理における公平委員会の職務の執行を妨げる者又は不当な状況をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するためには必要な処置をすること。

(審尋審理)
第六十四条 請求者が審尋審理の請求を行つた場合又は審尋審理の選択を行わなかつた場合には、公平委員会は、審尋審理を行つるものとする。第三十二条の規定に基づき口頭審理の請求が撤回されたときも、同様とする。

審尋審理は、審尋及び書面によつて行う。この場合において、請求者の申立てがあつたときは、公平委員会は、その者に口頭で意見を述べる機会を与へなければならぬ。

(審尋) 審尋においては、次に掲げる審理を行うことができる。

- 当事者の主張にすること。
- 事案の争点を整理すること。
- 必要な証拠調べを行うこと。
- 前条第二項後段の規定に基づいて、請求者に口頭で意見を述べさせること。

前各号に掲げるものほか、第二十条に定める公平委員会の責務を遂行するために必要と認める調査を行うこと。
審尋は非公開で行うものとする。

公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者を審尋に立ち会わせることができる。
(審尋終了の予告)

第六十六条 公平委員会は、審尋審理を終了させる前に、相当の期間を置いて、当事者に対し、審理の終了予定日を通知しなければならない。

(口頭審理に関する規定の準用)

第六十七条 第三十条、第三十三条から第三十七条まで、第四十一条、第四十二条、第四十五条及び前章第二節(第五十五条、第五十六条、第五十七条第三項及び第六十一条第二項を除く。)第三十条、第三十三条から第三十七条まで、第四十一条、第四十二条、第四十五条の規定は、審尋審理について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「当事者の一方」とあるのは「当事者」と、第四十一条第一項中「当事者の一方又は双方」とあるのは「請求者又は処分者」と、第四十五条第二項第一号中「又は第三十八条に規定する書面がこれら規定」とあるのは「が同項」と、「これらの書面」とあるのは「当該反論書」と、第六十二条第一項中「ときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。

(調書) 第七章 調書として取りまとめるものとする。

第六十八条 公平委員会は、次に掲げるものを調書として取りまとめるものとする。

(調書)

公平委員会は、次に掲げるものとす。

公平委員会は、次に掲げるものを調

一 審査請求書及び添付資料
二 答弁書、反論書その他当事者の主張に関する文書
三 口頭審理の場合にあつては口頭審理記録書及び争点整理等手続記録書、審尋審理の場合にあつては審尋記録書

四 最終陳述書

五 証拠資料

六 前各号に掲げるもののほか、公平委員会が必要と認めるものとす。

七 主文
二 事実及び争点
三 理由
四 判定に伴う必要な処置
五 判定に伴う必要な処置

六 判定の送達
七 判定の送達

八 判定の送達
九 判定の送達

十 判定の送達
十一 判定の送達

十二 判定の送達
十三 判定の送達

十四 判定の送達
十五 判定の送達

十六 判定の送達
十七 判定の送達

十八 判定の送達
十九 判定の送達

二十 判定の送達
二十一 判定の送達

二十二 判定の送達
二十三 判定の送達

二十四 判定の送達
二十五 判定の送達

二十六 判定の送達
二十七 判定の送達

二十八 判定の送達
二十九 判定の送達

三十 判定の送達
三十一 判定の送達

三十二 判定の送達
三十三 判定の送達

三十四 判定の送達
三十五 判定の送達

三十六 判定の送達
三十七 判定の送達

三十八 判定の送達
三十九 判定の送達

四十 判定の送達
四十一 判定の送達

四十二 判定の送達
四十三 判定の送達

四十四 判定の送達
四十五 判定の送達

四十六 判定の送達
四十七 判定の送達

四十八 判定の送達
四十九 判定の送達

五十 判定の送達
五十一 判定の送達

五十二 判定の送達
五十三 判定の送達

五十四 判定の送達
五十五 判定の送達

五十六 判定の送達
五十七 判定の送達

五十八 判定の送達
五十九 判定の送達

六十 判定の送達
六十一 判定の送達

六十二 判定の送達
六十三 判定の送達

六十四 判定の送達
六十五 判定の送達

六十六 判定の送達
六十七 判定の送達

六十八 判定の送達
六十九 判定の送達

七十 判定の送達
七十一 判定の送達

七十二 判定の送達
七十三 判定の送達

七十四 判定の送達
七十五 判定の送達

七十六 判定の送達
七十七 判定の送達

七十八 判定の送達
七十九 判定の送達

八十 判定の送達
八十一 判定の送達

八十二 判定の送達
八十三 判定の送達

八十四 判定の送達
八十五 判定の送達

八十六 判定の送達
八十七 判定の送達

八十八 判定の送達
八十九 判定の送達

九十 判定の送達
九十一 判定の送達

九十二 判定の送達
九十三 判定の送達

九十四 判定の送達
九十五 判定の送達

九十六 判定の送達
九十七 判定の送達

九十八 判定の送達
九十九 判定の送達

一百 判定の送達
一百一 判定の送達

一百二 判定の送達
一百三 判定の送達

一百四 判定の送達
一百五 判定の送達

一百六 判定の送達
一百七 判定の送達

一百八 判定の送達
一百九 判定の送達

一百十 判定の送達
一百十一 判定の送達

一百十二 判定の送達
一百十三 判定の送達

一百十四 判定の送達
一百十五 判定の送達

一百十六 判定の送達
一百十七 判定の送達

一百十八 判定の送達
一百十九 判定の送達

一百二十 判定の送達
一百二十一 判定の送達

一百二十二 判定の送達
一百二十三 判定の送達

一百二十四 判定の送達
一百二十五 判定の送達

一百二十六 判定の送達
一百二十七 判定の送達

一百二十八 判定の送達
一百二十九 判定の送達

一百三十 判定の送達
一百三十一 判定の送達

一百三十二 判定の送達
一百三十三 判定の送達

一百三十四 判定の送達
一百三十五 判定の送達

一百三十六 判定の送達
一百三十七 判定の送達

一百三十八 判定の送達
一百三十九 判定の送達

一百四十 判定の送達
一百四十一 判定の送達

一百四十二 判定の送達
一百四十三 判定の送達

一百四十四 判定の送達
一百四十五 判定の送達

一百四十六 判定の送達
一百四十七 判定の送達

一百四十八 判定の送達
一百四十九 判定の送達

一百五十 判定の送達
一百五十一 判定の送達

一百五十二 判定の送達
一百五十三 判定の送達

一百五十四 判定の送達
一百五十五 判定の送達

一百五十六 判定の送達
一百五十七 判定の送達

一百五十八 判定の送達
一百五十九 判定の送達

一百六十 判定の送達
一百六十一 判定の送達

一百六十二 判定の送達
一百六十三 判定の送達

一百六十四 判定の送達
一百六十五 判定の送達

一百六十六 判定の送達
一百六十七 判定の送達

一百六十八 判定の送達
一百六十九 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十八 判定の送達
一百七十九 判定の送達

一百八十 判定の送達
一百八十一 判定の送達

一百八十二 判定の送達
一百八十三 判定の送達

一百八十四 判定の送達
一百八十五 判定の送達

一百八十六 判定の送達
一百八十七 判定の送達

一百八十八 判定の送達
一百八十九 判定の送達

一百九十 判定の送達
一百九十一 判定の送達

一百九十二 判定の送達
一百九十三 判定の送達

一百九十四 判定の送達
一百九十五 判定の送達

一百九十六 判定の送達
一百九十七 判定の送達

一百九十八 判定の送達
一百九十九 判定の送達

一百二十 判定の送達
一百二十一 判定の送達

一百二十二 判定の送達
一百二十三 判定の送達

一百二十四 判定の送達
一百二十五 判定の送達

一百二十六 判定の送達
一百二十七 判定の送達

一百二十八 判定の送達
一百二十九 判定の送達

一百三十 判定の送達
一百三十一 判定の送達

一百三十二 判定の送達
一百三十三 判定の送達

一百三十四 判定の送達
一百三十五 判定の送達

一百三十六 判定の送達
一百三十七 判定の送達

一百三十八 判定の送達
一百三十九 判定の送達

一百四十 判定の送達
一百四十一 判定の送達

一百四十二 判定の送達
一百四十三 判定の送達

一百四十四 判定の送達
一百四十五 判定の送達

一百四十六 判定の送達
一百四十七 判定の送達

一百四十八 判定の送達
一百四十九 判定の送達

一百五十 判定の送達
一百五十一 判定の送達

一百五十二 判定の送達
一百五十三 判定の送達

一百五十四 判定の送達
一百五十五 判定の送達

一百五十六 判定の送達
一百五十七 判定の送達

一百五十八 判定の送達
一百五十九 判定の送達

一百六十 判定の送達
一百六十一 判定の送達

一百六十二 判定の送達
一百六十三 判定の送達

一百六十四 判定の送達
一百六十五 判定の送達

一百六十六 判定の送達
一百六十七 判定の送達

一百六十八 判定の送達
一百六十九 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

一百七十四 判定の送達
一百七十五 判定の送達

一百七十六 判定の送達
一百七十七 判定の送達

一百七十 判定の送達
一百七十一 判定の送達

一百七十二 判定の送達
一百七十三 判定の送達

